放送法六四条一項と民法四一四条二項但書

-契約と制度と私的自治

平 野 裕

之

放送法六四条一項の締約義務規定としての異質性

(4) (3) (2) (1)契約の強制的成立肯定説

契約の強制的成立否定説

2 民法四一四条二項但書以外の可能性

制度と私的自治の原則

-問題提起の敷衍

問題の提起

契約の成立を前提としない構成 契約の成立を認める構成

――受信料請求

受信契約の法的性質及び受信料の性質

検討の前提と

(1)

受信契約の締結強制の可能性について

6 おわりに

自由と強制

私人間における締約強制と承諾の意思表示の強制の可能性 私人間における承諾に代わる判決の取得の可能性 私人間における法律による契約の申込拒絶禁止

5

放送法六四条一項の義務の強制可能性についての検討

放送法六四条一項と民法四一四条

-公共サービスの利用

解約の自由との関係

1

(1) 問題の提起

1

ければならない」(放送法六四条一項本文)。 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしな

制度と契約、公共放送論といった諸問題が検討される必要がある。 のような効力が認められるのかが争点であり、公法(放送法は公法)と私法(受信契約関係)、公法関係における 設置者」という)時に遡って契約の成立を認めてその時点からの受信料の支払いを命じる下級審判決が出されて 手とする訴訟において、民法四一四条二項但書により強制的にNHKとの間で受信契約を成立させ、 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した」(以下、「受信機設置」といい、これをした者を「受信機 近時この規定を根拠に、NHKによる受信契約締結を拒むテレビ受信機 (横浜地裁相模原支判平二五・六・二七 [後述]。控訴審判決も出された→ [追記])。 (以下、「受信機」という)設置者を相 放送法六四条一項本文にそ しかも

支払義務とするか、契約締結を義務とし受信料は契約上の義務とするかは、技術的な差にすぎない。そのため、 払義務は法律上の義務ではなく、契約上の義務となるが、受信料は実質的には租税類似の公的負担金 NHKと受信者との関係は「契約」関係とされた(以下、「契約方式」という)。このような経緯もあり、受信料支 できる」と規定していた(以下、「制度方式」という)。ところが、最終的に採用されたのは、冒頭の規定であり、 は、「協会は、その提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することが 「負担金」という) と、 制度方式とのバランス論は必要 政府見解や下級審裁判例では理解されている。この立場による限り、 GHQ支配下の当初の一九四八年六月一八日放送法案三九条一項本文 法律上当然の負担金 (以下、

できない。

利用に対して料金を徴収する方式

れ利用自体の自由は保障される必要がある。

問題意識を、

現行法は、 (受信契約を規律する約款)に、「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする」と規定して 契約方式を採用しつつも、 ①受信機設置者に契約締結義務を負わせ、また、②放送法ではなく放送規

方式を採用しないのは、 条一項)、実質的に制度方式に等しい結論を実現しているのである。 き(国営化かつ利用は無償。以下、「税金財源方式」という)、その場合には受信料は問題にならないが、このような 国営化 (税金財源方式)とのバランス論は不要 国家の管理下に置かれ利用された過去があり (戦時中のラジオ放送)、公共放送の独立性 問題の提起 公共放送の財源を税金とすることもで

を確保するためである。

た者」と言い表しているにすぎない 件となる。従って、 ない。しかし、「利用」自体は義務づけることはできず、「利用しようとする者」であることがこの義務の前提条 で当然に負担金支払義務を負わせるのと整合性を保って、契約方式のもとで契約締結を義務づけても不合理では い。「利用(受信)しようとする者」という前提条件を、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置 公共放送の受信をめぐっては、 私人間の契約についての業法上のこのような前提のない締約義務とはパラレルな義務では 制度方式か契約方式かで規律が変わってくるのは不合理であるため、 度方式

税金財源方式の場合には利用の自由への配慮は不要であるが、これと契約方式とのバランス論を論じることは、

(以下、「料金徴収方式」という)を採用する以上は、

他の例との関係も示しつつ敷衍してみよう。

② 制度と私的自治の原則——問題提起の敷衍

(a)

制度と契約のパラレルな運用 「利用」する者には強制可能 公共施設の利用等も、 ①税金財源方式

放送法六四条一項には何ら問題がないのであろうか。

その規律の と同様に、受信契約の締結を義務づけるのは の規律に差を認めるべきではない。利用(受信)しようとする以上、制度方式で当然に受信料支払義務を負うの と②料金負担方式の選択が可能であり、後者でも、③制度方式と⑤契約方式とが考えられる。④⑤については、と②料金負担方式の選択が可能であり、後者でも、④制度方式と⑥契約方式とが考えられる。④⑥については、 同様に、 の内容が、 公共放送について、受信料徴収を制度方式で構成しようと、現行法のように契約方式としようと、そ いずれの構成をしたかで変わるべきではない。 (支払義務自体は契約上の義務)、何ら不合理なことではない。では

運営に対して民意を反映させる民主主義の仕組みの構築が問題とされるだけである。 これに反し、税金で運営するのは政策の問題であり、利用しないのでその分住民税を安くしろとはいえず、その 共施設の年間利用料支払義務を負わせることはできない。それは「押売り」ないし「やらずぼったくり」である。 もとでの議論である(契約における契約自由より根本的な、私的自治ないし意思自治の要請である)。住民に当然に公い、 「利用」自体の強制はできるはずはない。「利用」の自由が保障された上で、「利用するならば」という前提 「利用しようとする者」の義務にすぎない 利用の自由保障が前提 しかし、前記の例で、公共施 0)

に放送がNHKだけまたはその受信機で受信できるのがNHKだけであれば、その通りであった。 が保障されているかのようである。受信料を支払いたくなければ受信機を設置しなければよいだけである。 者を限定しており、「利用」=「NHKを受信しようとする者」に限定した契約締結義務なので、「利用」 は法律上当然の受信料支払義務を負わせることは許されない。この点、放送法六四条一項は受信機設置者に義務 同様に公共放送の受信という「利用」自体も自由なはずである。従って、国民一般に受信「契約」の締結また 0) 自

機をテレビゲームにも利用したいが有料のNHKは見るつもりはない者も、 しかし、 受信機はNHKを見るためだけのものではない。無料の民放 受信機を設置すると、 (民間放送)だけ見たい

れない。

と限定していないため、六四条一項の要件が「押売り的に」充たされてしまうのである。 た者」であればよく、「協会の放送を受信することのできる受信設備を協会の放送を視聴する目的で設置した者 H K 項によりいわば「利用(受信)しようとする者」に擬制されてしまうのである。ケーブルテレビの契約 ははずしてくれとはいえないのである。客観的に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置 の際に、

け見る自由は保障されていない。 あ る 放送法六四条一項はこれと同じ内容を堂々と法律が定めているに等しい状況になっている。 民間の無料の施設だけ利用しようと思っても、公共の有料施設の利用料金まで取られるようなもので 他方、「協会の放送を視聴する目的で」という主観的な制限をかけることは 無料の民放だ

その運用を困難なものとするものであり適切ではない。

契約にも該当するのかを検討してみる必要がある。次に、この根拠が妥当しなくても、 成をしている 「公共放送」ということの特殊性により強制を根拠づけえないかを検討してみる必要がある 契約締結そのものを義務づけるものがあり、 残される正当化の可能性 (後述)。 このように契約締結自体の強制も可能と考えられるので、 以上の放送法六四 近時の判例にはその義務 条一 項とは異なり、 私人間 の強制を認めるも の契約にかかわる業法に その根拠を探り、 私人間の契約とは異なり 0) があり、 それが受信 いて

を受けてもその料金を支払う必要もない。 権力関係。 消防等の一般的 これらの公共サービスは利用しないから税金を安くしろとは主張できない)、 「制度」負担は税金を財源とし国民が負担することは当然であり しかし、税金で運用できるのは、このような税金の 個別に公共サ 排他的領域 (私的自治 ĺ 限ら ・ビス が妥

税、 !金財源方式とのバランスから強制が 公共放送や公共施設の運営も税金財源方式によることは可能である。 で可能ということにはならない $\widehat{(a)}$ 0 しかし、 (2) (2) (a)bのバランスは必要であるが、 料金徴収方式にした場合には

うか。この点の「特殊事情」として考えられるのは、

国家からの公共放送の独立ということである。

② 間 るをえない特殊事情があり、それ故に、料金徴収方式でも実質的に自由の制限もやむを得ないといえるのであろ いうことを考えることはできない。では、公共放送の場合には、税金財源方式ではなく料金徴収方式を採用せざ 『のバランスは考慮する必要なし)。従って、公共放送は税金負担方式によることもでき、それとのバランスと

障についての評価、 ているのか 締約義務まで認めることになるので、 送法六四条 制的成立以外の方法で受信料に匹敵する額の支払いを求めることができないかも併せて検討し(→2)、②私 間における契約締結の強制が許される場合があるのか、その要件を参考として考察をし (→3)、③最後に、放 本稿は、受信契約の締結を強制することができるのかという問題を検討するが、①関連問題として、契約の 一項の受信契約締結義務の強制可能性について検討するが(→4及び5)、そこでは、 (3のあてはめ)、また、料金徴収方式を採用せざるをえない公共放送の特殊事情があるのか、 そして、 利用の自由を制限してまで契約締結を義務とできる根拠があるのか、 私人間における締約強制が認められるための要件に匹敵する事情を充たし 利用 本当の意味 の自 を中心 由 の保 0

民法四一四条二項但書以外の可能性

2

契約の成立を認める構成――受信料請求

(1)

定している(これを意思実現による契約の成立、 (a) 意思実現による契約の成立 通知を必要としない場合には、 の可 能性 契約は、 簡単には意思実現という)。そのため、 民法五二六条二項は、「申込者の意思表示又は取引上の慣習によ 承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する」と規 放送法六四条一 項の契約

は充足されているといってよい。

結義務の履行の強制を持ち出すまでもなく、受信契約の成立を意思実現を根拠として認めることが考えられる。

意思実現が認められるためには N H K側が不特定多数人に対する広く一般的に受信契約の締結の意思表示を不断になしていること、

②承諾が意思表示または慣習によりNHKに対して行われることが不要とされていること、

③受信者側が承諾の意思を持って「承諾の意思表示と認めるべき事実」をしたこと、

が必要になる。この三点について検討しよう。

設置のように不特定多数人に対して行うことも可能である。受信契約はその性質上、不特定多数人に対して行う 不特定多数人に対する申込み 申込みは特定人に対するものであることは必要ではなく、

で受信契約がお済みでない方はこちらから受信契約をお願いします。」という表示がされている。①の点の要件 をクリックすると、「受信料の窓口」という画面が表示され、「新規契約」という部分において「テレビをお持ち 行うことができ、これを申込みと評価することが可能である。実際、NHKのホームページの「受信料」の部分 ことは適切である。この点、NHKのホームページ上に、受信契約についてのお知らせを不特定多数人に対して

る申込みがされただけでは足りず、「申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない」こ 承諾の意思表示が不要とされていること 次に、意思実現が認められるためには、 不特定多数人に対す

とする」と規定し、また、 とが必要である。この点は、NHKの受信規約四条一項が「放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するもの よび地方消費税を含む。)を支払わなければならない」と規定し、受信規約をNHKのホームページにて公示して 同五条一項が「放送受信契約者は、受信機の設置の月から……放送受信料 (消費税お

、ることから、受信機設置だけでよく承諾の意思表示は不要である旨が公示されているということは不可能では

約締結までの受信料を請求しないのは債務免除がされているものと考えることもできる

契約の成立を確認するための事後的手続きにすぎず、

正規に契約書を交わす手続きは、

設置は を望んでいる に基づいて「承諾の意思表示と認めるべき事実」を行うことが必要なのである。 を設置したのでなければ、 (ウ) 受信者による「承諾の意思表示と認めるべき事実」 承諾 の意思表示と認めるべき事実」となるが、その承諾の意思はない のが普通である 承諾の意思表示があったとみなすことはできない。 (経験則)。 受信者が受信契約を締結する意思でもって受信 意思実現といえども、 承諾の意思さえあれば受信機 NHKの勧誘員が来ないこと 承諾、 の意思

は日本においては認められるものではない。 (回) きないといわざるをえない。なお、事実的契約理論を認めれば、 きないといわざるをえない。なお、 きないと考えて、 Ĺ 一のように考えると、受信機の設置だけで、 NHKによる一方的な契約形成権 NHKが受信機設置を確認した上で契約成立の意思表示を通知することにより、 放送法六四条一項を根拠に受信機設置者は受信契約の締結を拒否で 当然に意思実現により受信契約が成立しているということは 契約締結意思は不要となるが、 事実的契約理 で、

完結権類似の権利を、 ることを認めている ることを要求するのは迂遠であり、予約権利者に直截に予約完結権を認め一方的意思表示により契約を成立させ 民法は、 本契約締結義務を負担する予約契約において、 (民法五五六条一項)。これと同様に、 放送法六四条一項の解釈として導くことは全く考えられないものではない(水道法一五 NHKは契約を一方的意思表示により成立させる予約 いちいちその履行を強制し意思表示に代わる判決を得

項についての後述東京地裁八王子支判昭五○・一二・八参照)。

その前提として契約締結義務を法的に強制することができる法定の「債務」と考えることが必要であ

しかし、

相当期間経過後に受信契約が受信者側の承諾なしに成立すると考える余地はないであろうか

8

受信機設置

から契

わ

ち訴訟提起をして契約を成立させるのではなく、 ところが、この点は後に見るように議論があるところである。 に行えばよいということも不可能ではない。そのため、この問題は、 一方的に意思表示をして契約を成立させて、 強制的成立肯定説によるのであれば、 後の締結強制の可否にかかる問 受信料の 行 W ち

(2) 契約の成立を前提としない構成

放送法六四条一 義 違法性が問題になることは考えられない。 額を損害として受信機設置者に対して賠償請求できるであろうか。この問題も、 違反する「違法」な行為であり、不法行為を構成するとして、契約をしていればNHKが取得しえた受信 務 (a) 0 理解にかかっている。 不法行為構成 項を法的義務ではなく努力義務を定めた訓示規定にすぎないという後述の松本教授の考えでは 受信機設置者が契約締結を拒絶する行為は、 後述の強制的成立否定説に立つ谷江准教授は、不法行為法上の違法性を否定する。 結局は、 後述の放送法六四条一項の義務の評価にかかってくる。 法 (=放送法六四条一 結局は放送法六四条一項 項 の命じる義務 料相当 0

が必要であるがまずその証明は事実上不可能である。また、受信料契約に基づく受信料の請求は、 る可能性を利得したというのは抽象的にすぎ、肯定するのは無理であろう。 われるものであり視聴者ごとに行われるものではないため、 したことは利得になりうるが 立することにならないかが問題になる。 れ。 不当利 得構成 違法な権利ないし利益侵害がないとしても、受信機を設置したことにより不当利 (放送時間当たりの受信料で算定する)、その場合には視聴した時間を把握すること 何を利得しているかが問題になるが、先ず受信機の設置だけで視聴しう 個々の視聴者から徴収する根拠は存在しないとも 契約もしていない のに個 世帯ごとに行 別的 得が成 視聴

(1)

私人間における法律による契約の申込拒絶禁止

3

私人間における締約強制と承諾の意思表示の強制

0

可能性

に正当な理由がない限りこれを拒絶してはならないという禁止規定が置かれていることがある。 契約自 由 日の原 公共サービスの利用、 則が支配する私人間においても、 また、受給者側の義務という点ではこれらの私人間契約についての立法とは大 法律によって、 事業者等給付提供者側に、 申込みがされ 放送法六四条 た場合

代わる判決を求めることができることまで明記している法律は皆無である。その規定にも雑多なものが以下の規定は業法における規定であり、申込者が正当な理由なく申込みを拒絶された場合に、裁判所 なものではないが、 きく異なるが、 強制が可能な場合の根拠・要件を考える参考として検討する。 以下のように整理できよう。 所に ŋ 承

諾

供給を拒んではならない」等 いるが、 二五条一項、 法一五条一項、 者側が契約の申込みをしたのに対して、 生活に不可欠な水等の供給を求める申込み 水、 ガス、 熱供給事業法一三条一項等がその例である。 工業用水道事業法一六条一項、ガス事業法一六条一項、電気事業法一八条一項、 電気ほど生活に必須というべきものではない。「ガスの供給を拒んではならない」、「電気の 「拒んではならない」という規定の仕方になっている。 事業者がこれを正当な理由なしに拒めないものとする立法がある。 生活に不可欠な水道、 有線テレビジョン放送法一六条も同様の規定を有して ガス等の独占事業者に対して、 電気通信事業法 需要

n 能力が必要なサービスの提供の申込みに対して、 専門職 医師法一九条一 の事業者の給付を求める申込み 項、 歯科医師法一九条、 医師などがやはり正当な理由なしに拒絶できないことが規定さ 個人が自ら行うことができない資格取得を要件とする専門 保健師助 産師看護師法三九条、 獣医師法一九条一項、二項 的

なっている。

と畜場法一一条も正当の

る規定を置く例もあるが、

条三項は、

「一般貨物自動車運送事業者は、

特定の荷主に対し、

不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定

ができない」と規定されているだけである)、公認会計士法、 薬剤師 査士法二二条等がその例である。 法二一条、 司法書士法二一条、 しかし、 行政書士法一一条、 弁護士法 (二四条に官公庁の委嘱事項等について「行うことを辞すること 税理士法、 社会保険労務士法二〇条、 弁理士法、 不動産の鑑定評価に関する法律 公証人法三条、 土地

引業法等には (不動産鑑定士)、 その 他 同様 0 サービス給付を求める申込み 測量法 の規定は見当たらない。 (測量士)、海事代理士法、 意図的に差別化がされているのかは不明である 以上以外の事業者に申込みに対する拒絶を禁止する立法として 義肢装具士法、建築士法、 通関業法、 理 容師法、 宅地建

る入所の委託を受けたときは、 これを拒んではならない」(一項)、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、 及び老人短期 定する。 できる事由 法一三条 の仕方になっている。 同 鉄道営業法四条から八条に拒絶できるかどうかについての具体的事由を明記した規定が置かれている。 |葬等に関する法律一三条は .様である。 旅館業法五条も一~三号に列挙された事由がある場合を除いて「宿泊を拒んではならない」という (旅客自動車運送事業) を列挙し、 同法一三条は 入所施設の設置者は、 老人福祉法二〇条も、 六五条 「特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない」と差別禁止も別に規 「正当の理由がなければこれを拒んではならない」と、一般的規定方式の禁止 (自動車道及び自動車道事業) も「次の場合を除いては、 正当な理 第十条の四第一 由がない 「老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンタ 、限り、 項の規定による委託を受けたときは、 これを拒んではならない」(二項)と規定する。 も同様である。 運送の引受けを拒絶してはならない」として、 海上運送法一二条 正当な理由 第十一条の規定によ (船舶運航 一がない 道路運送 事

差別的取扱いを禁止するという意味合いも強いであろう。貨物自動車運送事業法二五(四)

理由のない拒絶を禁止する一般的規定方式である。(3)

これらは、

別に明記

扱いは不法行為になる可能性がある [注3])。

するだけである。 他方、私立学校法、 鉄道事業法、 銀行業法、貸金業法、 金融商品取引法、

う規定はあるが 法、 に関する法律、 |営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」とい 興行場法、 抵当証券業の規制等に関する法律、保険業法、 クリーニング業法、 (四条本文)、正当な理由なしに入浴を拒んではならないという規定はない 信用保証協会法等のほとんどの業法には同様の規定はない。公衆浴場法には(タビ) 建築業法、 航空法、 有価証券に係る投資顧問業の 信託業法、 (後述のように差別 旅行業法、 警備業 規 制

されているが、 司法書士法等には同様の規定はない。 れにせよ、 在 内航海運組合法二〇条、 三五条、 を拒否しえないものとする法律規定が多数みられる(農業協同組合法二〇条、 - 加入が事業活動の要件になっている類型で、資格を有する者による加入申込みに対して正当な理由なしに加入 |の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない||といった表現が採用されている。 事業者団体へ 農林中央金庫法一三条、 承諾しなければならないという予約にも匹敵する強い書き方にはなっていない。 加入申込みに対する拒絶禁止規定はない の加入の申込み 土地家屋調査士法六三条一項二号等)。ここでは、「その加入を拒み、 商店街振興組合法二四条、 加入が任意の団体では、例えば老人ホーム協会は老人福祉法三〇条に規定 契約としては特殊であるが、 中小企業等協同組合法一四条、 (医師会も任意加入団体である)。 団体への加入についても 水産業協同組合法二五条、 中小漁業融資保証法 又はその加入につき現 しかし、 (入会契約)、 弁護士法、 森林組合法 四 いず そ

所有等に関する法律の管理組合については、その三条で「区分所有者は、 二六〇条の二第七項は、 以上の事業者団体とは異なるが、 前記の諸立法と同様の禁止規定を置く。 消費生活協同組合法一五条二項や認可地縁団 労働組合法には同様の規定はない。 全員で、……」と規定しており、 体についての 建物 方自治法 0

没有者と管理組合の構成員の資格が不可欠に結びつけられており、 加入を問題にする余地はない。

② 私人間における承諾に代わる判決の取得の可能性

するかまたはそれを根拠づけるだけの合理的な根拠が必要となろう。 規制法が「法律行為を目的とする債務」を私人に負わせるというのは、 場合に、それが不法行為に関して原則として違法性判断の基準として認められるべきであるが、業法等の公法的 たは承諾)の意思表示に代わる判決を得ることができるのであろうか。取締法規など法律で行為義務を規定する 条二項但書)。では、契約締結義務を負わせる法律規定がある場合に、これを単なる公法上の規制にとどまらず 「法律行為を目的とする債務」(法定の債務)を負わせるものとして、民法四一四条二項但書により、申込み(ま 法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる」(民法四 極めて異例な立法であり、その旨を明 刀

る公法上の義務にすぎず、直ちに私法上の効果を発生させることはないというのが古くから通説である。(②) せる規定なのか、を考える必要がある。公法上の規定であるから当然私法上の効力は認められないといった硬直 て違法性を付与し不法行為を成立させるだけの行為義務規定か、それとも、 した考えによるべきではなく、私法上の効果がどこまで認められるべきかは、私法の観点から考えるべきである。 学説は原則として私法上の効力を否定 「直ちに」というだけで、患者の病状・緊急性等からして、場合によっては不作為による不法行為を成立 そのため、例えば医師の応召義務の義務違反については、 ③法定の契約締結「債務」まで負

そのため、契約締結義務を規定する立法も、各法律ごとにその趣旨を判断して、①訓示規定か、

)拒絶に対

作為義務の法的根拠としては、合意、

解釈として作為義務を負わされることがあるというべきであり

させる可能性を否定するものではない。医師法一九条一項の義務は公法上の義務であるとしても、不法行為上の

が認められた事例

類型があり、

これも契約の強制

的な成立のさせ方により二つの

類型に分けられる。

まで患者側に付与するものとまでは考えられていない。但し、一切の場合には 足口を (2) (2) の成立を認めるべきである。 慣習等が考えられる-近時は例外が認められるようになっており、そのため、 例外的に強制的な契約の成立を認める判例 切不法行為責任を否定するのは適切ではなく、 比較的近時においては、 一切の場合に例外が認められないというわけでは 例外を認める基準作りが課題として浮上している。 契約締結 違法な締結拒絶については不法行為 判例によって強制的な契約 「債務」そして履行請求権

建築確認の下に建築工事に着工され九五 在等特段の事由がないとして、 八頁は、 水道事業は前記のような目的を有し、 にこれを拒んだ場合には、右申込がなされた日に給水契約が成立したと認めるのが相当である」、 不可欠のものであることを勘案すれ たのに対して、 水道法 方的な申込みによる契約の成立を認める判決 五条一 市が事業主が指導要綱に違反して建築を強行したことを理由にこれに応じなかったが、 項を根拠に、 拒絶しうる正当の理由はないとして締結義務を肯定した上で、次のように述べる。 ば、需要者の給水契約の申込みに対し水道事業者が全く正当な理 マンションの建築業者が水道を供給している市に対して水道の供給を申 国民生活に直結し、 パーセント程度完成し、 東京地裁八王子支判昭五〇・一二・八判時八〇三号 その健康で文化的な生活を守るためには 本件建物が直ちに取毀されるべき法律関 日 亩、 適法な たりと 係

民法四 凡 条二項但書による契約の 成立 他方で、 水道法一五条一項について、 福岡地判平四・二・一

を与えるものである(しかし、

本判決はこの問題をめぐる初めての判決であり、契約の一方的成立を認める結論を述べ民法学へ衝撃的

民法学者による評釈はない)。しかも、

民法四一四条二項但書によることを必要と

な印

飽くまでも契約成

明文規定なしにそこまでの効力を認めるのは行き過ぎであり、

四条二項但書の手続きによることが必要であるというべきである。

していないのである。

立には合意

(承諾)

が必要であり、

民法四一

されている。 (28) ることには慎重な配慮が必要であることは言うまでもない」。「水道法一五条の一方の意思表示を欠いたまま契約の成立を認めるといった、契約に関するな 意思表 用 込みを拒否した場合には、 n 者 (給水申込み)を拒んではならない』と規定し しかし、 ō 嵵 示 給水申込みに対し水道事業者が正当な理由 四三八 に代 水道 号一一八頁 わ 小を欠いたまま契約の成立を認めるといった、契約に関する私法の一般原則の重大な例外を認めま、基本的には給水契約を基礎とする私法上の関係であるから、明文の規定がないのに契約当事者 る裁判を請 事業が国民生活に直結し、 私法上、当然に水道事業者の承諾なくして給水契約が成立すると認めることはできな は、 求できるものと解するの 水道の利用にかかる法律 その健康で文化的な生活に不可欠の なくこれを拒否した場合には、 ているだけであり、こ が相当である。」とする。 関係は、 公法上 0) の制約があるとは 対規定だ 項 しか け ú ものであることに鑑 民法四一 から、水道 正当 Ļ ح 四条二 0 いえ(水道法五 0) 理 判 事 亩 項の 業者 決 が なけ は が、 控 Z 債 ń ń 訴 給水申 務 0

頁²⁹な は 理 定 つめたにとどまらず、 的 加 由 目がない 業の恩恵を受けることができるように 限定する 地 入 水産業協! 右法二五条は、 位 0 0 承 向 諾 0) 二五条の にその 反面 記を求め 上 等を図り、 同、 組、 組、合、 合法二五 右資格を有する者に対 た訴訟につき、 加入を拒んではならない旨を定めてい |合員たる資格を有する者に対する関係においても、その者が組合加入の申込みをしたと単に組合が法一三〇条五号所定の制裁によつて強制される公法上の義務を有することを 各規定は、 もつて国 条は、 法 法 組 0) [民経済の発展を期することを目的として制定されたものであり 右 合 員 0) [注:水産業協同 したものと考えられるのであつて、このような規定 目 たる資格を有する者が しては、 的 を承けて、 その者が欲する限り、 組 合法 漁業協 . る。 最判昭五五・一二・一一民集三 は 組 同 合に 組 漁民等 合 加入しようとするときは 0) 組合員たる資格を有する者を一 組合に加入してその施設を利 0 協 同 組 織 0 発達を促 四卷七号八 進 組 法 合 は 崩 その 正

り❷の考えを前提としているものといえようか。

- のが相当である」とする。 正当な理由がない限り、その申込みを承諾しなければならない私法上の義務を組合に課したものと解する 承諾を求めた訴訟に対して、 原審判決が承諾を命じたものであり、それを容認してお
- 多様なものが考えられる。公法上(業法)規定によるものにすぎず、公法上の義務、 (c) 私人間の権利関係を規律するもの、 申込みに対して正当な理由なしに拒絶することを禁止することを業法で規定している場合にも、 即ち私人にこの義務により保障される私的利益を認めるものではないと 即ち国家に対する義務であ
- 短絡的に考えるべきではない。公法上の義務規定も、 公法上の三つの義務規定と締約義務 以下のように三つの類型に分けることができる。
- であろう があり、 項、二項も同様)。しかし、 訓示的規定 これに違反しても何らの法的制裁は受けない。 まず、公法上の命令・禁止が、 申込みの正当な理由なき拒絶禁止規定については、単なる訓示規定というのはない 単なる倫理的な努力義務ないし訓示的規定にすぎない規定 例えば、 児童虐待の報告義務等がその例である
- 法律規定があることは一つの事由として評価されるにすぎない。 を問題にして違法性を認め不法行為の成立を肯定することが可能である。これは法律規定なしにも可能であり、 については、 定するものであり、 単なる行為義務(不法行為法上の禁止規範 契約自由の原則の下で中間的な解決として、解釈により締結義務を認めるのではなく他の義務違反 それに違反する場合には原則として違法であり不法行為となる場合がある。 [行為規範]) 次に、一般市民の法益に対する行為義務を規 契約の締結拒絶

規定はそこまで意図しているかは不明であるが、妥当範囲としてこのような法益保護もカバーしていると思われ その場合の義務違反であるが、 ①不合理な差別的扱いによる「人格権」 侵害を問題にでき、 申込み

強 旨 る。 制せず、 「であり、 ②更に、 義務違 契約の 財産的利益の取得まで保障する趣旨である場合にも、 反による損害賠償を義務づけることによる間接的強制を限度とする中間的な行為義務にとどめ 強制まで認められる締結 「債務」 とされる類型と、 ②履行それ自体を受けることまで確保する

趣 **b** 示規定ではない が、 契約の履行までは

る類型が認められてよ

益、 の、 団体 、取得そのものが保障される必要がある。 森林組合への 契約締結義務 への加入のように他の代替的な選択肢がなくかつ加入しなければ事業活動ができない場合、 加入等がこの類型に属するであろう(前記判例に賛成したい)。 (法定の 契約締結 「債務」) ①水道やガスの供給契約等、 更には、 独占的事業であり他からの供給を問題にできな また、 ②農業協同組法、 水産業協同 契約上 工の利 場

を否定しても大きな不都合もないからである ŋ るためにも、 ついては、 判例 飽くまでも明文規定がない以上は、 0 たとえ契約の成立を認めても契約の履行がされておらず損害賠償によることになるので、 2に賛成)、 一方的意思表示によって契約を成立させることはできず、 それ以前 の期間については不法行為責任を問題にするしかないと思わ 契約締結による契約成立の例外でありまた契約 民法四一 四条一 項 (但書の判決が必要であ 締結 れる。 時 期 この を明 0 期 確 化

は法的 に対する正当な理由なき拒絶禁止については、 義務として間接的にせよ強制することが適切でない 2と3の区別の基準 申 込みに対する正当な理由なき拒絶を禁止する以上は、 訓示規定というものは考えられない。少なくとも相手方に損害が 例外的 な場合に限られるべきである。 訓示規定にすぎな しかし、 申込み W 場合

の 問 原則という根本原則に対する例外として契約を締結すべき法定の 題 は2か3かであり、 この二つを分かつ基準であるが、 の区別は法律の趣旨から決めるしかない。 「債務」 まで負担させることを考えれば 契約自

由

生じる以上は、

その賠償義務を認めるべきである

、外的事例でない限り、

契約強制までは認めるべきではない。

き事例とに具体的結論が異なることも起こりえよう。③但し、委任ないし委任類似の信頼関係では、 のため、 側 があること 婦に同居を命じるがごとく、 :の保護の実現のために、立法技術として他の手段(代替手段)が考えられないことが必要である。①⑤の要件 同じ法律規定が問題となっていても、 (③給付の性質上の必要性、 サービス給付の履行を強制することは適切ではないので、 ⑤他から同様ないし代替の給付を受けることが困難なこと)、また、②受給者 不法行為にとどめられるべき事例と契約の成立まで認められるべ ①の必要性がよほど高 破綻した夫

4 放送法六四条一項と民法四一四条 公共サービスの利用の自由と強

(1) 放送法六四条一項の締約義務規定としての異質性

約をおよそ国民 ける契約強制を可能とする根拠は、受信契約には当てはまらないことは一見して明らかである。 とする者」は契約をして料金(受信料)を支払えという至極当然の義務であるにすぎない。3に見た私人間にお 源確保という全く次元の異なるものであり、更には、③全く無からの締約義務ではなく、「利用(受信)しよう 放送法六四条一項は、①給付受給者に対して向けられており、②根拠も、受給者側の保護ではなく、NH 付ないし契約による利益の間接または場合により直接的な強制による取得保障を目的としている。これに対して、 に供給者側である事業者ないし加入希望団体に対して向けられており、不合理な差別禁止の趣旨も含みつつ、給 3 申込みに対する拒絶禁止規定は、 (及び法人)に締結を義務づける根拠はなく、 私人間の契約に関して、 利用の自由は保障される必要がある。 いずれも受給者側からの申込みがなされた場合 従って、受信契 K の財

申込みの拒絶禁止規定があるだけでは足りず、①受給者保護のため給付の取得そのものを実現する切実な必要性

る限り、

契約をするかしないかの個人の自由を完全に抹殺する規定を法律で書き得るかについては大きな疑問

れまでの議論状況である。まずは、学説及び判例を見てみよう。 いっても不合理ではないが、この点の問題意識の共有なしに、受信契約の強制が可能かどうかを議論するのがこ 利 崩 の自由が保障された上で、「利用 「対価」という位置づけでの徴収は異例であるが (33) (受信)しようとする者」の契約締結義務ならば -制度方式によることができることとのバランスから 世界的にみても、

(2) 契約の強制的成立肯定説

る」という説明がなされている。 とこの契約に基づき受信料の支払を求める訴を提起し、最後は強制執行の道を選ぶ外ないことになったのであ 訟手続きによって放送法第三二条[引用者注:現行六四条]第一項本文の契約を締結する意思表示を求める訴え ても過去のように不法施設者として刑罰を受けることはなくなり、契約をしない者に対しては、 学説について 論稿としては、 放送行政の関係者による古いものであるが、「契約をしない場合にお NHKは民事訴

この論者も改善策を検討するに際して、受信機設置即契約成立という立法については、「契約」という方式を採 ものである。NHKの必要性を認めるならこの点の改善策を至急講ずべきである」という意見を紹介している。 きたことではない。そのような事実上の強制力のないような制度を放置することはNHKを危殆におとしいれる のすべてを相手にしてNHKは勝訴の判決を得なければならぬ。そんなことが果たして可能であるか。とてもで ただ、この論稿も引用はないが「理論家はいう」として、「おびただしい受信者が契約を行わぬとき、それら

特別の負担金方式とすることは検討せず、19

結論としては「現行制度に代りうるより良い制度はない」とする。(36)がある」と述べている(前掲書二五八頁)。しかし、国営放送化して、

この点、

受信者間の負担の均衡、公平的観点から強く望まれる点である」という。 の申込の意思表示を求める訴により契約関係を発生せしめる」ことができる(民法四一四条二項但書)、 拒否している者に対しては、放送法三二条 明確に肯定説を述べたのが河野教授である。 [引用者注・現行六四条] 一 河野教授は、「受信設備を設置しながら、 項違! 以上いずれの見解も、 反の状態にあり、 Ν Η 前提における利 Kは受信契約

(b) ている 判例につい (横浜地裁相模原支判平二五・六・二七裁判所ウェブサイト)。 7 判例としては、 近時、 承諾に代わる判決により受信契約の成立を認める下 以下のように判示している。 級

用するか否かの自由保障との関係については何も説明はされていない。

とYとの間に受信契約が成立したものと解することは困難である」。公平の観点を考慮したとしても、窓口変更通知到達日から相当期間が経過したということのみで、その時点で直ちにX公平の観点を考慮したとしても、窓口変更通知到達日から相当期間が経過したということのみで、その時点で直ちにX合手の受信契約締結義務を定めたものであること、及び受信契約に基づき受信料を支払っている多数の受信者との間の 趣旨、 係が成立したものとせず、受信者の側に契約締結義務を定めているにとどまることからすると、Xが指摘する放送法のしかし、……放送法は、受信施設の設置によって、直ちに受信者とXとの間に受信料債務関係を含む一般的な法律関 申込みに対し受信契約の締結手続 すなわち、 申込みから相当期間経過による当然の成立 XとYとの間に受信契約が成立したとみるべきである旨主張する Xの公共放送機関としての役割の重要性に照らしXが広く受信者一般から受信料を受領できるよう受 (受信契約書の提出) に応じない場合でも、 「 X は、 YのようにXからの窓口変更通知による受信契約締結の 窓口変更通知到達日から相当期間 が

る事業を行う権能を与え、Xの国家や経済界等からの独立性を確保するために、Xの放送の受信者に費用分担を求め、❷ 民法四一四条二項による契約の成立 「放送法は、Xという特別の法人を設立し、これに国内放送を中心とす 徴収確保の技術的理由 律に受信料を徴収することをX自体に認めているものといえる。そして、このような制度に現れた結果から に鑑み、 Xの放送を受信し得る受信設備を設置した者から、その現実の利用状態とは関

の締

ことによって、当該受信契約を締結させ、当該受信契約に基づいて、受信料の支払を求めることができる」とした。信設備設置者に対しては、民法四一四条二項ただし書により、受信契約の締結に応諾する意思表示を命ずる判決を得ると解される。そうすると、Xは、Xからの受信契約締結の申込みに対し、契約締結を拒否するなどして契約をしない受 ジ支払義務を発生させるための法技術として、受信設備設置者とXとの受信契約の締結強制という手法を採用したものフると、受信料は、国家機関ではないXという特殊法人に徴収権を認めた特殊な負担金というべきであり、当該受信料

契約締結は契約関係確定手続であり、したがって、その効果が受信設備設置の時点にさかのぼるというシステムを前提いが、ないでいてくることを法が予定しているものとすることも合理的でないこと等を考慮すると、同条項が、現実の在、契約締結義務の履行につき特別の担保手段がないこと、そもそも個々の受信者の対応如何によって受信料債務の成 て、「X及びYの間では、当該受信契約は受信機の設置の日に遡って効力を有し、Yは、当該受信契約に基づき受信機Xに対し、受信料の支払義務を負うことになる。Xは日本放送協会放送受信規約(現行受信規約)五条一項を根拠とし が生ずることの根拠を上記規約のみに求めることは疑問であり、 設置の月から受信料を支払う義務を負うこととなる旨主張する。 ているものと解するの 契約締結義務の履行につき特別の担保手段がないこと、そもそも個 契約成立 日本放送協会放送受信規約を内容とする放送受信契約が成立することになり、 一の時期 が相当であ 受信契約締結承諾 3 の意思表示を命ずる判決が確定した場合には、 加えて、放送法六四条一項……自体の解釈とし、。しかし、債務関係の確定の日と契約成立の日 X と Y Y は、 の間に、 同 契約に基づいて 契約種 、にず て、 ń

ビジョ いるところ、 したがって、 決 受信料の支払義務を負っていることになる。 放送を受信できるカラー 玉 家や経済界等からの Y は、 Y は、 遅くとも受信機 し、受信設備設置 テレ 独立性を確保するために受信者に費用分担を求め、 ビジョン受信機を設置し |設置連絡日である平成二一年一月一三日までには肩書住| 一の時点から前記受信契約に基づいて定められ て いるから、 Y は、 遅くとも受信機 た受信 そ 所地に衛星系によるテレ 0) 徴収 置連絡 支払義 0 技術として H を負

形式を採っているが特殊な負担金の徴収であるというNH K 側 0 È 一張をそのまま 記 載 締約強制

とが必要であるが、この前提が形骸化している点については何ら説明がない。

づけるかいずれも選択可能である。しかし、 しようとする者に当然に負担金支払いを義務づけるか、契約締結義務をワンクッション入れた上で支払いを義務 を採用したと説明するだけである (校正段階で控訴審判決が出されている→ [追記])。 その前提として「利用しようとする者」であることが保障されるこ 何度も述べるように、 利用

(3) 契約の強制的成立否定説

定的見解である。 定が問題であることについての問題意識はない に当然負担金を支払わせるか契約を締結させるのは不合理ではなく、その「利用 ようやく近時この問題が議論されるようになっており、これまで公にされている学説が二つあり、 但し、 およそ受信契約を締結する義務を認めるのではなく、「利用 (受信) しようとする者」の設 (受信) しようとする者 いずれも否

強制するためのプロセスについてもきちんと規定しておくべきであった」と評する。 契約締結強制を行うのであれば、放送法三二条 努力義務を定めた訓示規定である」。「そもそも、 送としての経営の維持を視聴者の自発的協力の下に行うのが適切であり、 ての受信料の支払いに期待し、 れに応じない場合に何ら制裁を課せられない規定があり、 (現六四条)一項もそのような規定と理解する。同規定は、「受信機設置者による自発的な契約の締結を媒介とし 松本教授の否定説 松本教授 何らの制裁措置を伴わない放送法三二条 (現在、 国民生活センター理事長)は、 (現六四条) 一項のような単純な規定振りではなく、 民法の大原則であるところの契約自由の原則を完全に制限して 努力義務規定とか訓示規定とか呼ばれ、 [現行六四条]一項は、 そのような自発的協力をすべき国民 行政法規には何か命じているが、 NHKの公共放 放送法三二条 契約締結を そ

谷江准教授の否定説 谷江准教授は、 原則として契約締結の強制は締結自由の原 劕 憲法上の人権と

映

うするものであるという。

設けられておらず、

長年にわたるこのような消極的態度は、

ての罰則や契約強制手続きの導入は、

支払義務制や契約締結義務につい

認 び う⁴⁰ [められることがあるとして、 に反し許されないが、 比例原則を適用して問題を分析する。 例外的に比例原則の基準に従い厳格な基準の下で要件を充たせば、

試みている。 び、 均衡性の原則 L 原則)、 条一項の違反の私法上の効力は、 て、 ©契約主体間の私的利益の均衡という三つの側面から検討が必要であるという。 ③同項の目的と契約の強制的成立という手段が適切な均衡を保っているものといえるのか 原則は、 ②契約の強制的成立以外の手段によって、 は、 放送法六四条一 適合性、必要性、 更に、 ③法令目的の重要性の程度、 項は適合性の原則と必要性の原則は充たしているからである(⑵ 及び、 契約の強制的成立という手段が同項の目的に適したものといえるか 均衡性の三つの基準からなっており、 同項の目的を達成することができるのか(必要性の原則)、 **⑤法令目的の緊要性の程度**(差し迫った現実の必要性)、 以下のようである。 この(a) 〜 ⓒを基準に分析を (均衡性の原則)。 ①放送法六四 (適合性の 及 そ

につき、立法者は、 要性を有するものとは認められないとする かったと解釈でき、 変遷しており、 情報取得源 bの法令目的 ②の法令目的の重要性の程度については、立法過程で支払義務制→契約締結の擬制→契約締結義 娯楽源の増加、 また敢えて罰則も設けられていないことから、受信料徴収の実効性 公法上の契約締結義務を課すにとどめて、 この解釈を前提とすると、放送法六四条一項の目的が、 の緊要性の程度 受信契約数が増加し財政状況も良好なことから、 (差し迫った現実の必要性) については、 (谷 江 [東海法学]七七頁は、 契約の強制的成立を意図していなかったと結論を述べる)。 立法経緯を研究し、 契約の強制的 相対的には低下したとする。 民間の放送局 担 保の 成立を認めるほどの 現行放送法六四条一 規定を敢えて設け 0) 増 加 放送以外の 項 重

受信料の衡平な負担という目的の緊要度の低さを反

放送法施行から六○年あまり経た現在も

私的利益が一定の均衡を保っていると評価することは困難であるという。 結を認めると、契約者は、 最後に、ⓒの契約主体間の私的利益の均衡については、 利用 (視聴)の有無を問わず、常に一定の受信料を支払わねばならず、契約主体間 水道料金やガス料金とは異なり、受信契約の強制

担に基づく受信料の確保のために、放送法六四条一項違反の私法上の効力として契約の強制的成立を導くことは は、 できないという。 以上の結果、 契約締結自由に対する過剰な介入となるため、介入には正当性が認められないとする。こうして、公平な負 他の要件を検討するまでもなく、均衡性の要件を充たしておらず、契約の強制的成立という手法 契約の強制的成立を導くためには、 支払義務制度、 罰則の導入等の手段を用いることが必要に

(4) 受信契約の法的性質及び受信料の性質――検討の前提として

て検討してみよう。 題としておくことにして、まず受信料が、給付の対価ではなく租税類似の負担金の実質を有するという点につ いるものである、というわけである。それを肯定することが直ちに強制力の肯定に結びつくのかは、 ている。「契約」は形式にすぎず、その実質は法律によってNHKに租税類似の負担金の徴収権限が与えられて 放送法六四条一項の義務の強制可能性の根拠として、 NHK側からは受信料の特質(ないし実質) が強調され 次の検討課

(a) 学説・判例について

性質を有するものと認め、受信契約を私法上の継続的供給契約の一種であると位置づけている。また、河野教授 給付対価説 学説上議論されることがほとんどないが、野村好弘教授は、受信料を放送の受信に対する対価としての 受信契約も「契約」と構成した以上は、 契約としての規律を受けると考えることが可

0

b

と う。 ⁴⁶ 対 Ŕ 価として受信料 カラー か白黒かで料金が異なる等サー を位置づ け た方が他 の日 「常発生する公共的料金等に対する国 ・ビスの質により受信料に差が設けられていることから、「サービスの 民意識 から自然ではなかろうか

受信料に対価性があることは明白である」と判示する。 決もある(受信料債権の時効期間や七六一条の日常家事債務か否を議論する際に前提として言及されている)。 |平二四・二・二九判時二一四三号八九頁は、「受信料とは文字どおり受信 判例では、 次にみるように特殊な負担金という理解が有力であるが、 受信 (視聴可能性) の対価であり、 :の対価として受信料を位置づ 東京 it いる判

判 9のといえる。 (50) 例としても以下 一実質的には、 公的負担金説 実質的には契約ではなく、 のように、 受信料は、 (費用分担説 この NHKの維持運営のために充てられる費用分担的性格をもつ」と評されている。 理 受信料は租税類似 解が多数である。 他方で、受信「契約」という名の特殊な公的な関係の成立を要件とする の特殊な負担金ということも考えられる。(%) 立法過程での政府の説明もこのような考えに依拠している 行政法学者によ

保することとしたも 送受信契約の 担金というべ としつつも 対政的 して、 東京高判平二二・六・二九判時二一〇四号四〇頁は、 Xの表現 ?な基盤を確保する途もあり 締結強制という手法を採用したものと解される。きものであり、当該放送受信料の支払義務を発生 公共性を確保して適正に運営されるための仕 のであり、当該放送受信料の支払義務を発生させるための法技術として受信設備の設置者とXとの放ものである。……この『受信料』は、国家機関ではないXという特殊法人に徴収権を認めた特殊な負の自由を確保するために、上記のように放送受信契約に基づく放送受信料によってXの財政基盤を確 得るが、 法は、 X Ø 番 国 組み 組編成や報道等において、国家からの独立性及び中立性を確 .庫からの支出や予算配分をすることによってX(=N そして、 0 いほか、 上記認定のように、 放送受信契約者からの放送受信料の X は、 玉 [から 独立 適正 た企業 な設定 Η

れる『受信料』 やその使途についても国会を通じて適正に監督がされるような仕組みが備わっているといえ、 の負担も是認することができるというべきである」、と述べている。 国会の承認を得て定めら

るXに徴収権が認められた特殊な負担金と解するのが相当である」という。すると、受信料の法的性質は、放送の視聴と対価性のあるものとはいえず、放送法に基づき、公共放送を行う法人であすると、叉信料の法的性質は、放送の視聴と対価性のあるものとはいえず、放送法に基づき、公共放送を行う法人であこと、Xの放送を実際に視聴したか否か及びその視聴時間と関係なく受信料債権が発生すると定められていることから Ш の義務付けは、 地判平二四・一・三一判時二一五○号九二頁も、「旧法三二条一項(新法六四条一 Xの独立性、 中立性、 公共性を確保しつつ自主財源を確保するため、 項 放送法が定めた仕組みである 0) 規定による受信契約

対価ではない。視聴の可能性のある者に課せられる負担金と解される」という。傍線の「視聴視聴する意思がなくとも受信契約締結義務を負い、受信料支払義務が発生するのであるから、 を低額に抑えるとともに受信料を自主財源として、Xが、独立して中立的に業務ができるようにしたものと考えられる。 受信契約の締結を義務づけている。これは、Xの放送を受信する可能性のある者から広く支払を受けることで、 いうのは、 苫小牧簡判平二四・七・一七裁判所WSも、「受信設備設置者のXの番組を視聴する意思の有無に関 「利用」するか否かの自由を無視した議論である。 傍線の「視聴する意思がなくとも」と 受信料は、 わらず、 実際の視聴の X と の

そもそも実質的に負担金であれば利用者の意思を無視して強制できるのか、という点である。 担 るものではない。 と同様に強制しうるとして強制可能性の根拠として主張するだけで、給付不履行に対する受信者の保護を否定す の負担金と考えても対価であることを否定するものではなく、契約形式を採用せず負担金そのものとされた場合 金ということから、 (b) 不履行があれ 検討 実質は租税類似の負担金 その意味で、 ば賃料同様に支払義務が否定される等の効果が生じることを認め、 契約という形式を採っていても負担金同様の扱いをすることが許されるのか、 議論として成り立っていないとさえいえる。 前記の対立は、一方で形式を重視して「対価」と考え、 むしろ検討されるべきは、 他方で、実質的に租 対価 更には、 ①実質負 税類似 なので

に見たように多くの 受信料が負担金の実質を持つことは、 下級審判決が採用しているところである。そこで、 政府が立法に際して述べておりまた何度も確認しているものであ 右の 12の点を検討していこう

右

5 放送法六四条一項の義務の強制可能性についての検討

(1)

受信

契約の締結

強制

の

可能性につい

て

賃貸借 公共サ 機構 (a) ッービスは、 (51) 契約か 公共の体育 :の特別法が適用される契約関係である。賃貸借、(53) の賃貸住宅 制 度 租税 館の有料 P 0) 都営住宅や県営住宅は賃貸借については、 利 を一 開か : の差は の貸出等 般的財源とし、 重 要か は、「契約」と構成するのが適切であろう。 料金を徴収するという選択肢はそもそもありえない。(53) 防 衛、 警察、 売買、 消防とい 請負、 特別法に例外が規定されてい 雇用等 った「公共財」と呼 公共 团 体の管理する駅前 ばれる一 な 11 限り 他 般 民法 方、 的 抽 または 象的 有 U Ř な

であ。 ず、負、い59 定利用公共サービス」という)、②税金財源方式と、(57) 個 々 ③これらに対し、 これは公共放送についてもあてはまる。 契約方式では契約締結義務を負い契約締結により料金を支払うという形でワンクッション、 、体的に利用 しかし、 後者でいず 者 博物館等の入館料、 個 人・法人)の意思に基づいてサービス等を受けその料金を支払う法律 ń \dot{O} 形式を採ったかにより、 高 :速道路の通行料金、 が締結により料金を支払うという形でワンクッション入るだけで、い「利用しようとする者」は、制度方式では当然に負担金支払義務を b料金徴収方式 法律関係がドラスティックに変わってくるべきでは 入山料、 ――これも制度方式と契約方式 更に言えば水道の基本料 -関係は 0) 以下、 とが 徴 収 可 能

れも義務ないし強制 (b) 特定 利用公共 计 Ì 可、 Ė 能、 スでは私的自 である。 治 が 貫かれるべ き 利用 0 自 由 L か 前記 (D) ジ義務な

111

するか否かは自

由である。 (61)

送法六四条

項

は、

この「利用」

自体の自由

一の保障と抵触しないのであろうか。

れていようと、権力関係とは異なり、

ず、利用するかどうかは自由でありまたその効果が遡及するはずはない。 制、 は、「利用しようとする者」という前提があって妥当するものである。 制度方式・契約方式の 契約とされていようと制度 いずれ 0) かを 利 用とさ わ

契約を超えてより根本的な原理である私的自治の原則があては

よそ国民一般に受信料支払義務を負わせたり受信契約の締結義務を負わせたりすることができるはずはない。 の方式を採用する以上は、 公共放送においても、 税金財源方式(NHKを見ないのでその分税金を減らせとはいえない) 契約方式・制度方式いずれであろうと、「利用」自体は自由とせざるをえな

実上運用が不可能である。 ビを設置すると無料の民放しか見るつもりはなくても、「利用しようとする者」(NHKを受信しようとする者)と 受信機を設置 義務づけるのは、 置した者という要件が充たされなくなる。 ンブル化をすれば、 「押売り」または「やらずぼったくり」といえる状況である。 放送法六四条一項は受信機設置者に限定して受信契約をする義務を負わせており、 NHKは有料なのでないし嫌いなので見るつもりはない者の選択の自由は否定されているのである。 また、 ·強制されてしまうのである。「利用」の自由が保障されているとはいえまい。、、、、、、、、。 しなければよく、「利用」の自由が保障されているかのようである。 「NHKを視聴しようとする」 利用しようとしていない者に契約締結義務を負担させるものであり、 任意性・自由は守られるが、受信契約締結義務の前提であるNHKを視聴できる受信機を設 はじめから制度設計に不備があるといわざるをえない。 スクランブル化しつつ受信機を設置したらNHKと受信契約をせよと 受信機設置者という主観的要件により 受信機に有料放送はすべてNHKも含めてスクラ しかし、無料の民放だけ見た 受信契約をしたくなけ 制限を加えることは、 利 崩 口悪い表現を用い 0) 自 由を制限するこ ń

なく応じた者には許しがたい状況である。

あり、 に制度、 してみたい。また、 かし、 述べた。そのため、 利用」 (c) 利用料徴収方式は他に選択の余地のないやむを得ない方式であるという根拠づけである。これを次に検討 私人間の真の締約義務を認める規定につき強制を認める根拠は受信契約にはあてはまらないことは、 契約締 設計上の不備があり、このままで、放送法六四条一項の効力をそのまま認めることは困難である。 の 制限、 結 強制を正当化する根拠はないか 真の意味の締約義務を根拠づけることができるのか、 近時 残されるのは、 制度的契約」論という提唱があるので、それとの関係にも言及しておこう。 税金財源方式を採用できず、利用料徴収方式によらざるをえない特別事 右に見たように、「利用しようとする者」という前 別の根拠を模索してみる必要がある。 提、 そこで、 Ø> 要件、

生じさせている。 払っている者に、 が問題視されるべきなのかさえ疑問になる。(64) 選択の余地がないとまではいえない。 化するものと考えるべきであろうか。 共放送の財源確保という根拠が、 公共放送という観点から正当化できるか 、これをしていない者が野放しになっていることに対する強い不公平感を生みだすという弊害を 寄付金のように任意ならば任意で応じているのでそれでよいが、「義務」だと説明されて仕方 利用料徴収方式を採用せざるをえず私的自治に対する例外を認めることを正当 また、 しかし、独立性確保は税金財源方式でも不可能ではなく、 政府の影響を受けようと、 他方、 国家及び広告放送のスポンサーからの独立性を確保しつつ公 契約方式では、受信契約を締結しかなり高額の受信料を支 政治の民主主義が機能している限りそれ 少なくとも他に

用同様の特殊な扱いがされてよいという本稿の観点に合致するからである。 制度的契約」という議論は興味深 度的契約論との関係 契約か制度かという観点からは、 それは、 制度 利用とできる場面を 内田貴元東京大学教授 契約」と構成しても、 (現法務省参与) 制度 0) 利

内

田

一参与は、

制度的契約」

の特徴として、

①個別交渉排除、

②締約強制、

平等原

則

差別禁止

原則、

(3)

参

加

点からは賛成である

の保護、 ず、その意味で契約自由の原則を制限するものである)。そして、「制度的契約」論の意図するところは、受給者側 原 剿、 ④透明性原則、 行政サービス同様の受給者の公平・平等な扱いの保障であり問題意識もそこにある。これには本稿の観(6) アカウンタビリティといった点を指摘する(①②により相手方ごとに交渉で内容を変更でき(66)

といえる。しかし、「制度的契約」 とこそ不合理である。従って、「制度的契約」論は契約の締結強制を根拠づける根拠ものではない。 観点からは、契約をしているか否か(制度であれば、制度利用手続きを経ているか否か)で不平等な結果になるこ 従って、受信契約は内田参与の提唱する前記の「制度的契約」の特徴を充たしており、「制度的契約」である 論は、受信契約でいうと受信者の保護を考えているものである。

れないのである。受信契約をしたくなければ、民放を見ないという選択しかできず、民放を見る自由が実質的に 問題はないかのようであるが、そうではない。無料の民放だけ見たい者にとって(またテレビゲームにも利用した い。受信機設置者に契約締結義務を限定しているので、「利用しようという者」に料金を負担させるだけなので ち国民(及び法人)一般に受信契約の締結義務(制度方式であれば当然の受信料支払義務)を負わせることはできな た以上、 有料の民放を見たい、ケーブルテレビを利用したい等)、NHKを利用しない(受信しない)という自由は保障さ 結論 契約方式か制度方式かを問わず、その利用(これに受信料支払義務はかかる)は任意とすべきである。 -世論はいずこ? これまでの結論をまとめよう。税金財源方式(利用は無償)を採用しなか

他方で、負担の公平という観点からは現行法制度には、 例外もやむなしとされようが、他に手段がないとまではいいきれない。税金財源方式が不可能とはいいきれない。 利用しない自由を制限することになるこのような状況も、 国民の不満は沸点に達しようとしているといえる(偏向 他に立法的解決があり得ないのであ

侵害されているのである。

放送、職員の高報酬、予算の執行等についての不満がそれを後押ししている)。

うべきである。これが本稿の結論である。 与することは認められない。松本教授がいうように、放送法六四条一項は訓示規定以上の効力をもちえないとい ていたとしても はないという理由づけには賛成しない)。たとえ立法者(立法に当たった政府関係者)が主観的には強制可 (租税類似の負担金という理解からそう考えていた可能性は高い)、そのような効力をこの立法に付 放送法六四条一項は義務ではなく罰則を以て強制できるものではない (罰則がない 能と考え

(2) 解約の自由との関係

のため、 たものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある」(二項)、と規定する。そ た日に解約されたものとする。ただし、放送受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなか HKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、 しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない」(一項。一~四号省略)。「N 契約の内容を規定した受信規約九条は、「放送受信契約者が受信機を廃止すること等により、 受信契約において契約自由が保障されるべきであるとすると、 判例は受信規約九条一項の要件を充たさない解約を無効とする。 自由に解約もできてしかるべきであるが、 前項の届け出 放送受信契約を要 「 が あ

らすれば 〈2〉その旨を直ちに放送局に届け出ることが必要である」として、受信機を廃止したことを裏付ける的確な証 Ш 崎簡判平二三・一・一八LEX/DBは、「放送法三二条(現行六四条)一項及び受信規約九条一項の規定か 同条項に基づき放送受信契約の解約をするためには、〈1〉受信契約者が受信機を廃止したこと、

拠は見あたらないから、「本件受信契約を解約した旨のYの主張は採用しない」と判示する(横浜地判平二三

ない限り、受信契約の終了を認めることはできない」という。

できる受信設備を設置している限り、受信契約の締結を義務付けているから、受信設備の廃止についての立証 七・一三判時二一二八号七六頁も同様)。旭川地判平二四・一・三一判時二一五〇号九二頁も、「旧法三二条一項 (新法六四条一項) の規定は合理性を有し有効な規定であるところ、 同規定によれば、Xの放送を受信することが

なされた解約も有効というべきである。 示規定であるならば、 れていると解釈することができるかどうかが問題となる、と問題提起にとどめている。受信契約の締約義:自由に解約できるのが原則であり、放送法に民法の原則を制限するだけの公益目的があり、かつその旨が を認めるのかという問題と「同質の問題である」と述べつつも、 (契約の強制的成立否定説) そうすると、一度受信契約を締結した後には契約自由が保障されていないことになってしまい、 この点、 締結強制否定説の論者である松本教授は、私法上の解約制限を認めるかは私法上の契約締結強制 解約を制限できないことになり、受信規約九条は訓示規定でありその要件を充たさないで と抵触するかのようである。しかし、 むしろ前記受信規約九条自体を問題視すべきで 継続的契約は期間を定めていない限りいつでも かつその旨が明記さ 務が訓

6 おわりに

最後に本稿を要約して終わりとしよう。

税金財源方式では拒絶はありえない

あり、 国民 (法人も含めて)が公共放送を見ないからその分税金を少なくするよう求めることはできない。

公共放送の財源を税金の一般財源とすることは放送政策の問

契約方式と制度方式はパラレル、しかし「利用」は任意 料金徴収方式(利用者負担方式)を採用した 規定程

の、任、 |意|| である。これは憲法上の「自由」の私法における発現である「私的自治の 義務の前提には、「利用しようとする者」という不可欠の要件があるのである。 (料金支払義務自体は契約上の義務)を負わせても不都合はない。 「利用しようとする者」は制度方式では当然に負担金支払義務を負うのと同様に、 それを契約方式で徴収するか、 制度方式の負担金とするかで、その規律が変わるのは不合理である。 しかし、いずれの方式によろうと、「利)原則」 契約方式では契約締結 からの要請である。 崩、 従 は、

陥があるといわざるをえない。 うとする者」と扱うのは擬制ないし強制とい それができる受信機はないのである。選択の余地がないのに受信機を設置したら、NHKを「利用(受信) も利用したい、有料の民放も見たい、ケーブルテレビを利用したい等)、NHKは利用いたい、 ころが、現在では受信機はNHK視聴だけのものではない。無料の民放だけ視聴したいが(またテレビゲーム か受信できないならば、「利用 受信契約では「利用」の自由は保障されているのか 度の効力にとどめておくしかない 放送法六四条一 (受信)をしようとする者」 = わざるをえない。 項を敢えて好意的に解釈すれば、 受信機設置者となり、 現在の制度ではこれを避けられず、 テレビ放送がNHKしかなく、 違憲無効とはい (受信) したくないと思っても 前記の要件は充され 受信機 わない 度設 が N 計に欠 H K しょ 示

うに税金財源方式ならば拒絶は問題にならない。 ものを義務づけることはできない。 がないとまではい ているという特殊事情 、時代ではなく、 公共放送論は根拠になるか 税金を財源とする不公平感はない。 いきれまい。 があれば、 また、 例外を認める可 そうすると、 戦後まもない時期とは異なりテレビがほんの一 私人間 0 契約強制を認める根拠はあてはまらず、 もし税金財源方式を採りえずやむをえず料金徴収方式を採用 能性がないわけではない。 強制を認めたければ別の 他方で、 現在の方式の下で、 根拠に求めざるをえない しかし、 受信契約に応じたか否 握り この点について選択 受信契約の の富裕者の所有物と 契約締結その €に見たよ かで強 0)余地

い不公平感が根付いていることは確かであり、 積極的に弊害さえ生じているのである。

そうすると、どうしても前記のような否定的結論にならざるをえない。 認められるかは、政府の意思を離れて客観的に合理的根拠づけが可能かどうかによって判断されるべきである。 められないと考えるべきである。立法に際して政府関係者は強制可能と考えていたとしても、その通りの効力が 契約を強制することはできず、放送法六四条一項の契約締結義務は訓示規定としての行為義務程度の効力しか認 式であろうと制度方式であろうと、いずれも前記 「契約」の強制はできない 結論としては、 0 問題があてはまるため、 近時の学説が主張するように(松本、 制度的欠陥であり、 税金財源方式 (国営方式)により適 受信料方式は契約方

切な制度設計をすることが急務であると思わ 設置の時から協会に受信料を支払わなければならない」という規定にしようとしたが、審議未了で廃案になる。本文(2) 一九八〇年の改正法案は制度方式に戻し、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、その (1) 公法と私法については、山田卓生「公法と私法」同『山田卓生著作選集第一巻法律学・法社会学・比較法』 付与するという当初の構成から更に程遠くなっていった。この立法経緯について、「吉国一郎氏に聞く」放送法制 した者は、協会とその放送の受信についての契約を締結したものとみなす」と変更された。ところが、一九四九年一意見が出され、一九四九年三月一日放送法案三八条一項本文は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置 る権利を規定によって与えられるべき」という示唆に基づく。それが民政局により表現が国家の統制色が強いという に掲げた当初の一九四八年六月一八日放送法案三九条一項本文は、GHQが「すべての受信器所有者から聴取料を取 ○月一二日の放送法改正法案三二条一項本文は、 初出は 綱島毅)『資料・占領下の放送立法』(東京大学出版会・一九八〇年) 『民法講座1民法総則』 [有斐閣・一九八四年]) 五七頁以下、及びその引用文献参照 れる。 現在と同じ受信契約の締結義務へと改められ、NHKに徴収権限を 四一九頁以下参照

旧無線電信法

(一九五○年に電波法の制定により廃止される)では、受信機の設置には国の許

可が必要とされ

34

可の設置には罰則が設けられており、受信施設の許可願書には日本放送協会との受信契約書の添付を要するもの (河野弘矩「NHK受信契約」 『現代契約法大系第七巻』 [有斐閣·一九八四年] 二四二頁参照)。

4 契約方式とは異なり契約締結という形を採らないというだけで、 利用手続きを採り料金を支払うことが必要なの

は制度方式でも同じである。

- 5 だ民放はなかったのである。但し、NHK自体も発足は放送法を根拠とし放送法と同時に一九五〇年であり のテレビ放送が開始したのも一九五三年二月一日である。 ビが最初である。 ラジオの民間放送は戦前からあったが、 (現・朝日放送) 並びに中部日本放送と続いている。 次いで一九五五年四月一日のラジオ東京 テレビジョン放送は、 前掲注(2)の放送法の契約締結義務規定制定時には、 (現・TBSテレビ)、 一九五三年八月二八日に放送を開始した日 一九五六年一二月一 日の大阪テレ 本テレ
- (6) 水道では利用に応じて料金が決まるが、受信契約は視聴した時間に応じて料金が決まるものではない。 制度とするかで、 道では「基本料金」に匹敵する。水道を使用していなくても基本料金はかかるのである。 利用するかどうか自由であるということは変わることはない。 水道の利用を契約とするか わ がば水
- (7) この他に、 新展開』 意思表示を発しているとは認められない。松本恒雄「締約強制の私法上の効果」布井千博ほか編『会社法・金融法の (中央経済社・二〇〇九年) 黙示の意思表示による受信契約の成立の余地も検討の余地はあるが、受信者がNHKに対して承諾の 四二一頁も否定する。
- 8 受信料支払債務を発生せしめることは法的構成として可能である」という。 の意思解釈から受信料支払債務の算出時点を、事実上受信可能状態が作出された受信設備の設置時点に遡及せしめ 違反の私法上の効力― 七六頁)、それは合意による契約が締結された場合についての議論である。 放送規約四条一項は、放送法六四条一項との整合性を欠くものと評されているが 締約強制論および取締法規違反の私法上の効力論を中心として―」東海法学四五号 [二〇一] 河野・ 前揭論文 (谷江陽介「放送法六四条一項 一五〇頁は、「当事者
- 9 松本・前掲論文四 二四頁も否定する。
- 10 11 松本・ 谷江陽介 前掲論文四二五頁も事実的契約論の適用を否定する 「放送受信契約をめぐる裁判例 0 動向と論点 」現代消費者法一六号(二〇一二年)
- 一一三頁は、 35

13

までの権限を与えるものではないことは明らかであるという。 過程において、支払義務制や契約締結の擬制が見送られた経緯からして、一方的な契約の成立をNHKに可能とする 契約締結の強制を否定する論拠とされており、 それと同じ論拠によりNHKの契約の一方的形成権を否定 同論文では、 支払義務制や契約締結の擬制を採用しな

12 谷江・前掲論文 [現代消費者法] 一一三頁

松本・前掲論文四三八~四三九頁

するのは論理一貫したものである。

- $\widehat{14}$ 約までの間については不当利得していることになり、「NHKは、受信者に対して受信料相当額の利得の返還請求権 河野・前掲論文二五○頁は、受信可能状態が形成されることを問題とし(同二四六頁)、受信機設置から受信契
- $\widehat{15}$ この条項が不法行為または不当利得の成立に関して私法上何らかの特別の意味を持つと解釈することは無理だろう 号(二〇一三年)五三頁は、「放送法六四条一項違反を理由とする受信契約締結強制は認められないとしても、 を取得する」という。 谷江・前掲論文[現代消費者法]一一四頁。 伊藤知義 契約締結の強制について」中 ・央ロー・ジャーナル 九
- <u>16</u> 三条四項は、 ができる」と規定されており 有物管理費用の支払義務]を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得すること 契約の強制的成立が認められることは疑いない。民法には、共有規定の中に、「共有者が一年以内に前項の義務 出そうという場合に、賃借人に先買権を認めたり、 か」と述べている。 (同二〇条)、借家契約における造作買取請求権(同三三条)等の規定がある。目的財産の所有者がその財産を売りに (借地借家法一三条、一四条)、土地賃貸借における賃借権の譲渡ないし転貸における賃貸人の承諾に代わる裁判所の 私人関係を規律する法律では、無関係の関係の者についての規律ではないが、借地借家法では、 (同一九条)、土地賃貸借における建物の競売ないし公売の場合における賃貸人の承諾に代わる裁判所の許可 「区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すべきことを請求することができる」こととされている。 建替え決議が可決された場合に、 (二五三条二項)、売買契約を成立させる形成権の規定であるといえる。区分所有法式 反対区分所有者が建替えに参加しない場合、 裁判所の許可を得て買い取ったりすることが認められていれば、 建替えに参加する区分所 建物買取請求権

成立させられる類型もある。 事の裁定により「特定利用権」を設定することができることになっており(農地法三九条)、裁定等により強制 成権構成に対して、意思表示を要することなく当然に成立させるものとして、 (仮登記担保法一○条)がある。また、 遊休農地について利用を希望する農地保有合理化法人等は、 法定地上権 (民法三八八条)、 都道府 法定借 的

- り必要な保全措置を講じなければならない」としているが、 有料老人ホームにつき、「前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところによ これらの契約の締結を強制しているが、契約の強制締結は問題にならない。老人福祉法二九条七項は、一括支払型の は自動車損害賠償責任共済の「契約が締結されているものでなければ、 以下に述べるもの以外に、 のホームの多くは、 同協会の保証を利用している)。 自賠法五条自動車は、 自動車保有の条件としてであるが、 講じる契約自体も特定していない(有料老人ホーム協会 運行の用に供してはならない」と、 自動車 -損害賠 **飛償責任** 間接的に
- 19 18 **.絶できないという規定の仕方ではなく、義務という表現を使用している。** 契約における差別の禁止としては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 鉄道営業法八条は、「鉄道ハ直ニ運送ヲ為シ得ヘキ場合ニ限リ貨物ヲ受取ルヘキ義務ヲ負フ」と正当な理 由
- 扱をしてはならない」という包括的な規定を置く。郵便法五条も差別的扱いを禁止する。 ではない。業法としても珍しい法律として、倉庫業法一○条は「倉庫業者は、特定の利用者に対して不当な差別的取 ればならない」という規定があるが、これは行為規範でしかなく、 用機会均等法) 五条の「事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなけ 契約の強制的締結を求めることを可能とするもの
- 20 がない限り融資等を拒絶できないと、融資等に応じることを原則とは規定しにくいものである。 金融機関や貸金業者また信用保証協会等は、与信または与信補助業務が問題となり、 行為の性質上、 正当な
- 21 契約締結拒絶の差止めとして契約の締結を請求できるというのは無理であろう。 不法行為の効果として、損害賠償については金銭賠償の原則が適用され(七二二条一項)、 不法行為の効果として契約の成立を問題にすることはできない。規定はないが差止請求は可能であるもの 現実賠償は認められ その承諾
- $\widehat{22}$ 例えば、 我妻栄 『債権各論上巻』 (岩波書店・一九五四年) 一九頁は、「もっとも、 これらの場合には、

- ては、契約締結の強制をめぐっては、谷江陽介「締約強制論の現代的展開(1)~(5・完)」法政論集二一四号 はない」という主張もあった(石田穣『民法V(契約法)』[青林書院新社・一九八二年]二五頁)。この議論につい ろう。但し、 義務違反は、 異説として、「不法行為の成立を認めるのならば、さらに一歩進んで契約の成立そのものを認めることも困難で 公法的制裁を伴うだけであって、当事者間において契約の成立を認めることはできないと解すべきであ 私法上の関係としても、不法行為に基づく損害賠償義務を生ずることはあるといわねばならない」とい
- (23) この問題については、 反の私法上の効果を不法行為の成否において考慮する。 (二〇一〇年) 二〇六頁以下参照。伊藤・前掲論文四九頁も、 村山淳子「医療契約論―その典型的なるもの―⑴」西南学院大学法学論集四二巻三・四 医師法については契約締結強制は認めないが、

(二○○六年)~二二○号 (二○○七年)、伊藤・前掲論文四三頁参照。

- 24 論文四三二頁)。 但し、広く事業者の承諾義務については、承諾の意思表示を求める訴訟ができるという学説もある(松本・前
- 契約の強制を認めた結論には賛成している。中西又三「判批」判例評論二一一号(一九七六年)一四頁も❶の判例に 五号(一九七六年)一○七頁は、❶の判例につき形成権という構成を与えていないのでこの点は疑問を呈しながらも

学説もこれらの判例の評釈により議論がされるようになっている。

例えば、原田尚彦

「判批」

判例

[タイムズ三三

賛成である。

- 26 で判断をすることを提案する(強制を認めた本判決に賛成)。 よって得られる利益よりも大きいか(大きければ直截強制をしないと承諾義務の目的を達成しえない)、等の諸要素 生にあるのか あるが、①法律の規定が承諾を義務づけている度合いの強さ、②法律の狙いが、承諾によって成立する法律関係の発 山田誠一「判批」法学協会雑誌一○○巻二号(一九八三年) (給付の代替性を問題とする)、③承諾をしないことによる義務違反の不利益が承諾をしないことに 四五二頁以下は、 最判昭五五・一二・一一
- 27 谷江・前掲論文 [東海法学] 六三頁も、●ではなく②によるべきであるという。
- も拒絶する正当な理由を認めている(最判平一一・一・二一民集五三巻一号一三頁)。 福岡高判平七・七・一九判時一五四八号六七頁は、拒絶する正当な理由を認め第一 審判決を変更し、 上告審判決

- 29 頁がある 判決の調査官解説として、 審判決は、 (同四〇二頁で、本判決を支持する)。 川口冨男・ジュリスト六二六号(一九七六年)七八頁)、 YはXらの「組合加入の申込をそれぞれ承諾せよ」と主文で命じており、 塩崎勤「判批」『最高裁判所判例解説民事篇昭和五五年度』 最高裁もYの上告を棄却したのである。 (法曹会・一九八五年) 控訴審もこれを維 本件
- 保護パチンコ禁止条例案」 迅速に到達するように協力しなければならない」というのも同様である。 くこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない」、二項「すべての人は、 程度によって表現を変えているが、いずれについても罰則はない。 れる高齢者を発見した者は、 を市町村に通報しなければならない」(一項)、「前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思わ たと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、 察官に通報するよう努めなければならない」と規定しており、やはり罰則はなく訓示規定にすぎない。に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セ 被害者の保護に関する法律)六条一項は「配偶者からの暴力 よっては不作為不法行為が例外的に成立する可能性があるにすぎない)。DV防止法 これを……に通告しなければならない」と規定するが、 例えば、 (高齢者虐待の防止、 児童虐待の防止等に関する法律六条一項は「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、 の通告義務も同様である。 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)七条は、「養護者による高齢者虐待を受け 速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」(二項)と、必要性の 罰則もなく訓示規定にすぎない(先行行為等から場 (配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力 消防法二四条一 その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警 現在その制定が取りざたされている 項「火災を発見した者は、 (配偶者からの暴力の防止及び 前項の通報 速やかに、 高齢者虐待防 が最も
- 31 7 扱いが人格権を侵害する違法な不法行為とされることもあり、 いなくても、 反とすることになる その一つが契約交渉の不当破棄であり、 判時一八〇六号八四頁」 不当な差別については不法行為とされる可能性がある(小樽外国人入浴拒否事件 (最判昭五九・九・一八判時一一三七号五一頁)。また、 等)。 団体への 契約の成立が間違いないと信頼させ無駄な費用を支出させたことを義 加盟についても、 契約締結拒絶は、 加入に応じることが法律上義務づけられて 契約締結をめぐる不合理な差別的取 法律による契約締結義務が定められ 【札幌地判平 な

- 七六頁参照)。この問題については、 正当な理由のない差別的取扱いが不法行為とされる可能性はある 伊藤・前掲論文五三頁以下参照 (最判平一六・一一・二六判時一八八一号
- (一九九七年) 三五頁が述べている。 べき場合も考えられる」という。既に同旨は、 者が代替医療機関を確保することが困難な場合、損害賠償請求権のみならず、条理上、診療契約締結義務まで肯定す (二〇〇一年) 一五六頁は、「例えば、エイズ患者に対する診療拒否の問題や、 医療契約について、三上八郎「診療契約強制 中村哲「救急医療を巡る法律問題について」判例タイムズ九四〇号 (応招義務の)系譜的・機能的再検討」北大法学論集五二 長期的医療を必要とする慢性疾患の患
- 33 イタリア、 の制度と財源」NHK放送文化研究所年報第五六集(二〇一二年)一三五頁以下に、イギリス、フランス、 メディア研究部(中村美子、新田哲郎、杉内有介、広塚洋子、田中則広、 韓国、 台湾、アメリカの公共放送についての紹介がされている。 山田賢一、柴田厚) 「世界の公共放送 ドイツ、
- 34 説 荘宏『放送制度論のために』(日本放送出版協会・一九六三年)二五六頁。田中正人・平井正俊 (電波振興会・一九六○年)一二三頁も同旨。金澤薫『放送法逐条解説(第二版)』(情報通信振興会・二○一二 『放送行政法概

一七四頁以下は、受信契約締結義務の強制については何も述べていない。

(35) 莊・前揭論文二五七頁。

36

荘・前掲論文二五八頁。

- 37 相当額の不当利得返還請求を認めることは注(4)に述べた。 河野・ 前揭論文二五一頁。 河野教授が、受信機設置に債務負担を遡らせるか、または、 受信機設置以降の受信料
- つの考え方は、そのような義務を否定するものである。契約締結義務はあくまで訓示的なものであり、契約の成立自 他にも、 このようなものといえるだろう」。「そうだとすると、放送法上の努力義務のようなものの存在によって、意思 当事者の意思に基づく必要がある、という。ここでは、いわゆる締約強制がなされているわけではない以上、 「NHK受信料をめぐる諸問題」)北海学園大学法学研究四七巻二号(二〇一一年)一一五頁は、「もう一 契約は受信者の意思に任されている。おそらく、 内山敏 「訪問販売としての受信契約?─NHKの公共性と受信『契約』制度のジレンマ─」(法学部 現在の通説的な理解、 あるいは実際の取り扱い上の前

形成が不十分なまま契約を締結させられることが許されてよいのか、 甚だ疑問である」と述べてい

- 39 前揭論文四三八~四三九頁。
- 41 ·前揭論文 [東海法学] 七三頁以下、 同 前揭論文 [現代消費者法] 一一一頁以下。
 - 40 ・前掲論文 [東海法学] 七三頁

 $\widehat{42}$

・前掲論文

[東海法学]

七四~七五頁。

- 43 ·前揭論文 [東海法学] 七九頁、同 [現代消費者法] 一一二頁

44 受信料の性質について詳しくは、片岡俊夫『放送概論増補改訂』(日本放送出版協会・一九九四年)七〇頁以下

45 土屋英雄『NHK受信料は拒否できるのか』(明石書店・二〇〇八年)四五頁以下参照。 野村好弘「電波障害の救済」加藤一郎編『公害法のしくみ』(有斐閣・一九七一年)二四九頁

態が形成されることに意義があり、どの程度の情報を得るかは受信者の自由意思に委ねられた内部的事情にすぎな

河野・前掲論文二四五~二四六頁。全く視聴しなくても受信料支払義務が発生することについては、

視聴可能状

46

という。

内山・前掲論文一一六頁は次のように述べており示唆的である。

れにもかかわらず、受信料制度は契約という制度と結び付いている。結局、ここに、問題を複雑にする要因がある」。 も矛盾するので、実際には不可能であろう。つまり、ここに負の外部性が存在しているのであり、経済学の教科書 ブル処理がなされないのであるから、受像設備を有する者は、誰でもこれを受信して視聴することができる。 まり市場を通じた財貨の移転には馴染まない。NHKの放送は、 教えるところでは、 **「もともと、NHK放送の費用負担の在り方は、「教科書的な」ミクロ経済学の議論から考えてみると、契約、** 受信料を払わずに放送を見るというフリーライド行為を排除することは、公共放送としてのNHKという理念 通常、そこには市場の失敗が存在する。いわば契約による処理が馴染まない領域であ 基本的に無線電波によってなされ、且つスクラン

(48) イタリアでは、受信契約を必要とせず、受信機設置者は受信料 られる。これは「受信料」とはいわれるものの、 法律に基づいた税支払いの義務を形成するものであり、 破毀院の二○○七年の判決により、「契約の存在の有無にかかわら サービス利用の実質的な可能性には比例しない」との判 (canone di abbonamento)の支払いを義務づけ

法的な解釈が確定したといわれる(広塚洋子「イタリアの公共放送の制度と財源」 NHK放送文化研究所

?) 塩野宏『放送法制の課題』(有斐閣・一九八九年)二二七頁

年報二〇一二年版二〇四頁)。

- 50 ている。その後も、 放送協会の放送を聞かず、もっぱら民間放送だけを聞いている場合でも、この聴取料を納めねばならない」と説明し 一九五〇年二月二日の衆議院電気通信委員会において(議事録四号三頁)、綱島毅電波監理長官の答弁で、「日本 政府によってしばしば受信料が特殊な負担金である旨の説明が国会において行われている。
- 地下鉄・公営バス・水道などのサービスは「公共事業」と呼ばれる。 スは「公共財」と呼ばれ、「教育サービス」、社会福祉施設・保健所・病院などが行う「福祉医療サービス」、郵便 公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為」とされている。 の他の物の給付又は役務の提供 」(一号)、及び、それ以外の「国又は地方公共団体が行う規制、 公共サービスについては、公共サービス基本法(二○○九年制定)二条に定義規定があり、国(独立行政法人含 または地方公共団体 (地方独立行政法人を含む)の「事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭そ 防衛、 外交、治安や秩序の維持等のサービ 助成、
- の県と締結しなければならず、月いくらの料金を支払うことを義務づけるのは無理であろう。 では、二四時間警察、消防が駆けつけてくれるというホームセキュリティ契約を各世帯は、某県に居住する以上、そ 民間であればセコムのホームセキュリティ契約が可能であり当然任意である。「一般的・抽象的公共サービス型
- 53 きず、NHKからの解除は想定されていない。 い部分については、民法及び借地借家法が原則法として適用になる(最判昭五九・一二・一三民集三八巻一二号一四 一一頁)。受信者に受信料支払義務の不履行があっても、 公営住宅については、公営住宅法及びこれに基づく条例により規律されているが、それらの特別法規に定めがな NHK側が契約解除をして受信機の廃棄を求めることはで
- のであり、 駐車場料金ではなく、パーキング・メーター等の維持管理に必要な費用を、 パーキング・メーターの料金徴収は、道路交通法四九条に依拠するものであり、その位置づけは明確ではなく 制度利用の負担金と位置づけられているといえよう。 利用者から「手数料」として徴収するも
- 従来の行政法学は、 行政上の契約を公法に属する「公法契約」と私法に属する「私法契約」とに二分していたが

現在ではこれを「行政契約」としてひと括りにして説明をしようする傾向にある 房・二〇一〇年)二〇八頁参照)。 (原田尚彦 『行政法要論

- 56 契約関係という意識は見られない。 日本道路公団法一条の表現には、「その通行又は利用について料金を徴収することができる道路」となっていて
- 57 会が行えば無償の契約関係であるが、 約を認めるべきかは微妙である は か微妙であり、 ただ、 度の利用の料金であるが、最終的には敗訴者が負担する(民事訴訟法六一条)。 民間の電子債権の登録、大学の在学証明書の発行等であれば契約であろう ②か③かの限界が微妙である。 公共施設や公共団体所有の自転車等の無料貸与は契約であろう)。 (道路通行は契約とは無理だが、 行政が行うと同様に無償の契約関係か無償の行政サービス「制 登記の登録税、 各種証明書の発行費用は契約とはされていないといえよう 博物館入園 [民間の無料施設でも問題になる] 例えば無料法律相談は、 なお、無償の場合に、 裁判という特殊国家的 度」の 無償 ガー)利用 は契
- ことを拒んではならない」(二項)、「普通地方公共団体は、 「扱いをしてはならない」 (三項) と規定する。 なお、 地方自治法二四四条は、 「普通地方公共団体…… 住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的 は、 正当な理由がない限り、 住民が公の施設を利用

いずれとも構成が考えられる。

- 59 与でも使用貸借でもなく、 条三項に基づく更生施設は、 の契約関係となる。 これは無償の場合も同様であり、例えば、 しかし、贈与は、私人間であろうと国家と私人間であろうと贈与である。 要生活保護者の公的サポートである。 居室の提供・給食・生活用品貸与をはじめ生活に必要なものを現物で提供するの 行政の行う法律相談は行政サービス、 弁護士会の行う法律相 但し、 生活保護法三八 無償
- 60 として適用される。 らが拡大 ではなく、 国家と私人の関係ではあっても、 の負担金徴収関係は私的自治が妥当する法律関係と考えるべきである。行政契約は、国賠法一条の (付随義務等) また、国賠法は不法行為法の特別法であると思われるので、その違反は民法の債務不履行規定が原則 そのため、 の議論があてはまることになる。 民法における議論同様の債務不履行と国賠責任 権力関係とは異なり、 例えば、 行政契約また行政契約と構成することが可 美術館で安全が十分確保されていなかったため (不法行為責任) の競合、 「公権力の行 能

.衛隊と国の雇用関係について民法上安全配慮義務違反を問題にできることは判例として確立している)。 契約自由の原則よりも上位概念として私的自治の原則が位置づけられる点については、星野英一「現代における

事故が生じて入館者が負傷した場合、国賠法の適用と債務不履行の成立が認められ二つの責任が競合することになる

利関係が成立することを前提としているようである。 の児童又は生徒に対し実施される給食」というだけで、契約または保護者の意思表示なしに当然に う。)」は、 に学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」「以外の学校給食に要する経費 示が必要なのかは不明である。学校教育法一一条二項は、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並び 徴収しないが、学校給食は有料であり保護者との契約なのか義務教育に付随する制度の利用なのか、 同『民法論集第三巻』(有斐閣・一九七二年)一頁以下参照。義務教育は無償でもあり租税を財源とし料金は 保護者の負担としている。同三条一項の定義では、「学校給食」とは、「……義務教育諸学校において、 (以下「学校給食費」とい 「学校給食」 保護者の意思表

- 62 この点、 憲法違反の可能性さえ指摘されているところである(土屋・前掲書六七頁以下)。
- 63 ありその運営また予算に国会のコントロールが及び、好きな者だけが契約をして見るという民間放送とは大きく異な 衛星有料放送サービス約款」により規律される)とは、「契約」という点では変わらないが、 公共放送という使命を担わされているのである。このような差は認めざるをえない。 NHKとの受信契約は有料放送を行う民放衛星放送局であるWOWOWとの「加入契約」(「株式会社WOWO 放送主体が公共放送で
- 64 二〇〇九年) Qの示唆に基づいている。放送法制の歴史的概観については、鈴木秀美ほか編著『放送法を読みとく』(商事法務 独占・利用されることへの懸念から、 共放送機関に自治を認めればよいという提案をする。 考え、公共放送を国営化し受信税を財源とし、国立大学に税金が投入されつつ自治が認められていたのと同様に、公 天野聖悦 三四頁以下参照 『NHK受信料制度違憲の論理』 放送を管理する機関は行政官庁から独立した機関であるべきであるというGH (東京図書出版社・二〇一〇年)五二頁以下は、受信 放送法は、軍事政権に逆戻りしまたは共産党政権により放送が
- 内田貴 内田・前掲書五七頁以下参照 『制度的契約論 -民営化と契約』 (羽鳥書店・二〇一〇年) 八六頁

44

- 67 現行法であるが、 は世帯ごと(受信機の台数どころか有無さえ問うことなく)、 頁以下及びその引用文献参照。但し、その立法に際しては、徴収内容については再検討の必要がある。個人の場合に ようであるが)。この点の議論については、長谷部恭男「公共放送と受信料」法学教室三〇三号(二〇〇五年)二五 る(松本・前掲論文四四三頁)。放送法制の政策論議についてはこれ以上は立入らない のであり、ひいては国際競争力を低下させるものである。 松本教授も、 ホテルや旅館にとっては配慮が必要である。 司法の場で判断されるよりは、国会において判断し、立法によって解決されるのが適切であると述 法人の場合には設置場所ごとに受信料を徴収するのが この基準はわが国のホテル・旅館業の経営を圧迫する (ここが重要なので逃げる
- (9) 密句と巨色している音やらはを言うとな(8) 松本・前掲論文四四二頁。
- 69 寄せが行き、 しの国民」(日本人はお上の決めたことは絶対であり逆らえないという信念が植えつけられている)に受信料 契約を拒絶している者からは受信料を徴収できず、 受信料を支払っている者は「負け組」と思われるような現状は異常である。 何も知らず国民の納税類似の義務と思い込んでいる「 お人よ

て最高裁の判断が注目される(その後、控訴審判決が確定したという情報に接した)。 とになる。 な判決を下している。 力が受信機設置時期まで遡及するものと判示したのに対して、 浜地裁相模原支判平二五・六・二七の控訴審判決が二〇一三年一〇月三〇日に東京高裁により出されている 出されている 裁判長)。第一審判決が、本文に述べたように、民法四二四条二項但書を根拠に判決により契約が成立し、 本稿の脱稿後に、民法四二四条二項但書による受信契約の強制的成立を認める東京地判平二五・一〇・一〇が 本稿など最近の学説の義務性(強制力)を否定する立場と真逆の立場を示したものであり、上告審におい (報道による)。判決文が公表されていないので内容の確認はできていない。また、本文で紹介した横 NHK側に放送法六四条一項により予約完結権に匹敵する形成権が認められていると考えるこ 控訴審判決はそれを更に踏み込んで、概ね以下のよう

基づき受信者に受信料を支払う債務を発生させることにある。 平来は、 受信者に対して受信契約締結を承諾する意思表示を行わせること自体ではなく、受信契約を成立させてこれ 契約は申込みと承諾の双方の意思表示の合致により成立する。しかしながら、 したがって、受信者に対して受信契約締結を承諾す 放送法六四 0 目

者に実質的な不利益ないし不都合があるとは認められない。

認められない点において不合理であり、 る意思表示を強制して契約を成立させる手続を要求することは、 かつ正当な理由がないのに受信契約締結に応じない受信者について、 かつ他の受信料を支払っている受信者との間で不公平である。一方、受信 実際上意味のない判決を要することになり迂遠で 上記判決の確定まで受信契約の成立が

であり、 た制度である。また、意思表示を命ずる判決は基本的には、既に成立している契約上の債務の履行としての意思表 適用することは本来予定されていないというべきである。 示が求められるのである。 そもそも意思表示を命ずる判決の典型例は、 以上により、 意思表示を示す対象である登記登録等の所管機関が存在し、意思表示は当該第三者機関に対してなされるもの 本件では直接契約締結が認められ、これに基づく給付請求が可能である以上、迂遠に意思表示を命ずる判決を 長くても二週間と認めるのが相当である」。 当該判決を当該第三者機関に持参することにより対抗要件具備等の法律関係が実現されることを前提とし 「通常必要と考えられる相当期間を経過した時点で受信契約が成立し」、その期間はNHK主張のと 本件についてまで意思表示を命ずる判決を適用し、 登記手続に関する事案、官公庁の許可出願手続などに見られるとお 紛争を解決するの は相当と思われな